

改正後

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(1)・(2) (略)

(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)
無機砒素（無機砒素（Ⅲ）及び無機砒素（Ⅴ）の総和をいう。）	2 μ g/g
(略)	(略)

(4) (略)

2・3 (略)

改正前

別表

1 販売用愛玩動物用飼料の成分規格

(1)・(2) (略)

(3) 次の表の第1欄に掲げる汚染物質（環境中に存在する物質であって、意図せず愛玩動物用飼料中に含まれるものをいう。）その他の愛玩動物の健康を害するおそれのある物質の販売用愛玩動物用飼料中の含有量は、それぞれ同表の第2欄に定める量以下でなければならない。

第 1 欄	第 2 欄
(略)	(略)
砒素	15 μ g/g
(略)	(略)

(4) (略)

2・3 (略)